

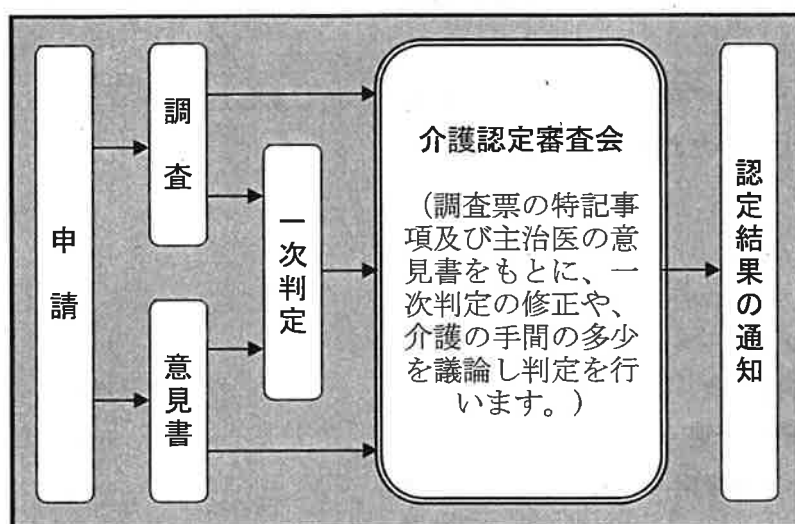
## 市原市介護認定審査会委員の概要について

### 1. 介護認定審査会委員とは・・・

介護保険被保険者が、要介護・要支援の認定を申請すると、訪問調査による調査票と主治医からの意見書をもとに、介護認定審査会で要介護・要支援状態の審査判定を行います。(詳細は下図参照)

介護認定審査会委員は、介護認定審査会の委員として、要介護・要支援認定の審査判定を行います。

図 申請から審査判定までのプロセス



- ① 任期 2年 (令和3年4月1日から令和5年3月31日まで)
- ② 報酬 1回 27,000円 (旅費別途支給)
- ③ 研修 新規に委嘱される委員に対して、県主催の介護認定審査会委員新規研修が実施されますので、必ず受講していただきます。令和3年3月又は4月頃に開催予定で、3時間程度の研修です。
- ④ その他 介護認定審査会では、心身にかかわる個人の情報を取り扱いますので、そこで知り得た情報につきましては、守秘義務があります。

### 2. 介護認定審査会の構成 (令和2年10月現在)

- ① 合議体の数 —— 14合議体
- ② 委員の定数 —— 審査会 56名 (会長1名・会長代理1名)  
1合議体 5名 (長1名・長代理1名)
- ③ 合議体委員構成内訳—医療分野3名、保健分野1名、福祉分野1名

分野	職種	合議体あたり ／ 総人数	備考
医療	医師	2 / 14名※	市原市医師会（14名）
	歯科医師 薬剤師	1 / 14名	市原市歯科医師会（7名） 市原市薬剤師会（7名）
保健	保健師 看護師	1 / 14名	千葉県看護協会（14名）
福祉	理学療法士	1 / 14名	千葉県理学療法士会（3名）
	作業療法士		千葉県作業療法士会（3名）
	社会福祉士		千葉県社会福祉士会（2名）
	介護福祉士		千葉県介護福祉士会（3名）
	高齢者福祉施設の施設長		市原市高齢者福祉施設協議会（3名）

※2名がそれぞれ、別の2つの合議体の長と副を兼任し、長が欠席するときのみ、副が代わりに長を務めます。

#### 【介護認定審査会の開催内容】

##### ① 審査会の開催日（1週間に2回開催）

火曜日開催（6合議体）と木曜日開催（8合議体）に分け、基本的には火曜日開催は3合議体ずつ、木曜日開催については4合議体ずつが交代で審査会を行っています。火・木曜日が祝日の場合は、前後に日程が変更することがあります。

② 審査会の開始時間 午後7時頃（各合議体で開催時間を調整）

③ 審査会の審議時間 2時間程度

④ 1合議体あたりの開催頻度 概ね2週間に1回の開催

##### ⑤ 1合議体あたりの審査判定件数

・通常審査対象者分のみの場合 35から40件程度

・簡素化審査対象者分を含む場合 45件まで（内通常審査対象者分は35件まで）

⑥ 会場 市原市役所 会議室

#### 介護認定の審査の実施状況（延数）

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
申請者数（人）	11,186	11,708	12,260	12,465	11,411	12,668
審査判定件数（件）	10,233	11,597	11,494	12,222	10,774	12,353
審査会開催回数（回）	294	292	292	306	290	316

## 市原市介護認定審査会合議体の組み合わせ表（例）

火曜日開催合議体（木曜日開催は8合議体になります。）		
<b>第1合議体</b>	<b>第2合議体</b>	<b>第3合議体</b>
医師（合議体の長）	医師（合議体の長）	医師（合議体の長）
医師（副） 第8合議体の長を兼ねる。	医師（副） 第9合議体の長を兼ねる。	医師（副） 第10合議体の長を兼ねる。
薬剤師	薬剤師	歯科医師
看護師	看護師	看護師
高齢者福祉施設長	社会福祉士	作業療法士
<b>第8合議体</b>	<b>第9合議体</b>	<b>第10合議体</b>
医師（合議体の長）	医師（合議体の長）	医師（合議体の長）
医師（副） 第1合議体の長を兼ねる。	医師（副） 第2合議体の長を兼ねる。	医師（副） 第3合議体の長を兼ねる。
薬剤師	歯科医師	歯科医師
看護師	保健師	看護師
理学療法士	作業療法士	介護福祉士